

道路運送法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（抄） . . . . . 1

改正案	現行
<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項及び第二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（削る）</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 特定旅客自動車運送事業に関する第一号及び前三号に掲げる権限に相当する権限</p> <p>七（略）</p>	<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項及び第二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第三十八条第一項の規定による事業の休止に係る届出の受理</p> <p>五・六（略）</p> <p>七 特定旅客自動車運送事業に関する第一号、第三号及び前二号に掲げる権限に相当する権限</p> <p>八（略）</p>